

産業廃棄物処分業許可証

住 所 秋田県秋田市向浜一丁目3番7号

氏 名 株式会社ナチュラルエナジージャパン
代表取締役 芦名 洋亮

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂 積



許 可 の 年 月 日 平成29年 8 月 24 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 4 年 8 月 23 日

1. 事業の範囲
(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設
(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
変更許可年月日:平成30年 6 月 12 日 取り扱う種類の追加 (廃プラスチック類、
金属くず)
変更許可年月日:令和 3 年 6 月 16 日 取り扱う種類の追加 (汚泥)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

(別表 1)

施設の区分 種類	中間処理 メタンガス化施設	
	取扱	特記事項
燃え殻	×	
汚泥	○	食品由来の有機性のものに限る。
廃油	×	
廃酸	○	食品系廃棄物に限る。
廃アルカリ	○	食品系廃棄物に限る。
廃プラスチック類	○	食品系廃棄物と一体となった容器に限る。
紙くず	×	
木くず	×	
繊維くず	×	
動植物性残さ	○	
動物系固形不要物	×	
ゴムくず	×	
金属くず	○	食品系廃棄物と一体となった容器に限る。
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※	×	
鉋さい	×	
がれき類	×	
動物のふん尿	×	
動物の死体	×	
ばいじん	×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	
自動車等破砕物	×	
石綿含有産業廃棄物	×	
水銀使用製品産業廃棄物	×	
水銀含有ばいじん等	×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

[備考] ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。
 ・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。

(別表 2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量)	許可年月日 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
中間処理 メタンガス化施設	秋田県秋田市向浜一丁目1番186他3筆	平成29年6月22日	50 t/日 2.08 t/時 24時間/日	—	対象外	